

政策 4 だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり（保健・福祉・医療の充実）

施策 4 - ① 高齢者福祉の充実

施策のねらい

高齢者が住みなれた地域で自立した生活が送れます。

自分の健康状態（介護状態）にあったサービスが受けられ、地域生活が送れます。

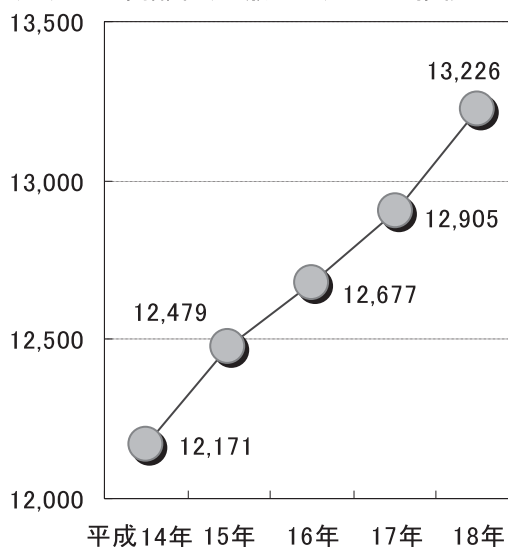
施策の成果指標（施策の目的達成度を示す指標）

	単位	基準年度 現状値	平成 24 年度 目標値	指標 分類
◇健康だと思う高齢者の割合	%	58.1	→	成果
高齢者の健康意識について見る指標です。市民アンケートで、自分の健康状態を「とても健康」「健康」と回答した 65 歳以上の市民の割合です。				
◇65 歳から 74 歳までの高齢者で自立している高齢者の割合	%	96.1	96.5	成果
65 歳から 74 歳の高齢者の自立度を見る指標です。高齢者のうち、要介護・要支援認定を受けていない高齢者の割合です。				
◇介護保険（制度）サービスの満足度	%	23.8	↗	成果
市民の介護保険（制度）サービスに対する満足度を見る指標です。市民アンケートで、介護保険（制度）サービスに「満足」「やや満足」「ふつう」と回答した市民の割合です。				

施策をとりまく環境変化

- ⊕ 高齢化率の上昇
(平成 19 年 1 月 1 日現在 22.4%)
- ⊕ 高齢者の独居世帯及び高齢者世帯の増加
- ⊕ 介護保険の制度改革（予防を含む）による
介護認定非該当者層の変化
- ⊕ 高齢者の生活水準の格差
- ⊕ 認知症高齢者の増加
- ⊕ 要介護認定者の急増
(平成 12 年→平成 17 年の間に 1.7 倍)
※千葉県 1.9 倍
- ⊕ 後期高齢者医療制度改革(平成 20 年度)による
新たな高齢者医療制度へ移行

(人) 高齢者(65歳以上)人口の推移



施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業名	基本事業のねらい	基本事業の成果指標 (基本事業の目的達成度を示す指標)
基本事業 4-1-① 生きがいづくりと社会参加の促進	●社会参加をしている高齢者が増加します。(仕事、地域など) ●生きがいをもつ高齢者が増加します。	◆社会参加している高齢者の割合 ◆生きがいを持っている高齢者の割合
基本事業 4-1-② 日常生活の支援	●見守りや緊急時の連絡体制の支援などを行い、自立した生活を送れます。	◆緊急通報装置を設置している1人暮らし高齢者の割合
基本事業 4-1-③ 介護予防の推進	●健康づくりを習慣的にしています。 ●健康状態（介護状態）を悪化させず、改善をめざしています。	◆健康づくりを習慣化している高齢者の割合 ◆介護予防健診の受診率
基本事業 4-1-④ 介護保険制度の安定的な運用	●介護保険の趣旨が理解され、安定的な保険制度が運用されています。	◆介護保険料収納率

部門別計画 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 18 年～平成 20 年）

用語解説	◆介護状態	: 心身に不自由が生じ身の回りのことが自分自身でできなくなった時誰かが世話をする状態です。
	◆介護予防	: 要介護状態になることをできる限り防ぐと共にそれ以上悪化しないようにすることです。
	◆介護予防健診	: 65 歳以上の方を対象とした日常生活機能の低下の有無を判断するための健診です。
	◆後期高齢者医療制度	: 75 歳以上の高齢者を対象とする独立した医療制度です。

政策 4 だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり（保健・福祉・医療の充実）

施策 4 - ② 障がい者（児）福祉の充実

施策のねらい

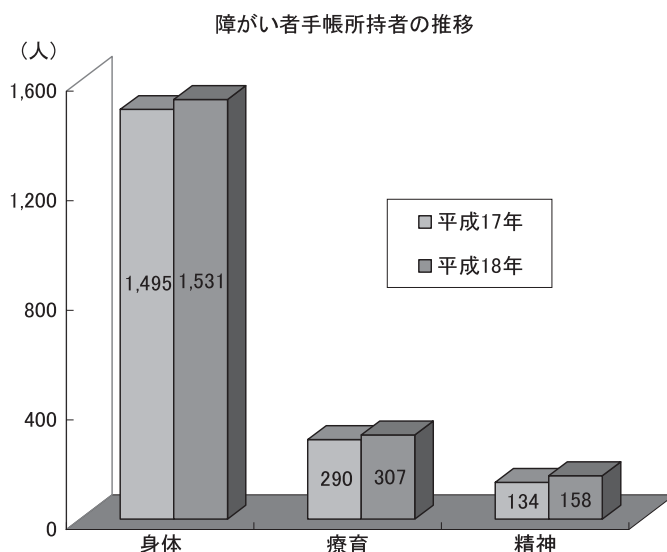
障がい者とその障がいの特性及び環境に応じて、地域で安心して自立し、社会参加できます。

施策の成果指標（施策の目的達成度を示す指標）

	単位	基準年度 現状値	平成 24 年度 目標値	指標 分類
◇障がいの特性及びその環境に応じて、 就業している障がい者の割合	%	1.45	1.50	成果
障がいを持つ方のうち就業している障がい者の割合です（ただし 1 級及び 2 級の重度障がい者を除いた数値です）。				
◇在宅で生活している障がい者の割合	%	96.3	97.0	代替
障がいを持つ方のうち在宅で生活している障がい者の割合です。				

施策をとりまく環境変化

- ⊕ 障がい者手帳所持者の増加
（平成 17 年 1,919 名→平成 18 年 1,996 名）
- ⊕ 障がいの重度・重複化
- ⊕ 介護者の高齢化
- ⊕ 障害者自立支援法施行（平成 18 年 4 月）
に伴い新たな支援制度へ移行



施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業名	基本事業のねらい	基本事業の成果指標 (基本事業の目的達成度を示す指標)
基本事業 4 - 2 - ① 自立支援サービスの促進	● 障がいの特性や能力に応じて適正なサービスを受けられ、自立が促進されます。	◆ 自立支援給付サービスの利用者数 ◆ 福祉施設から一般就労への移行者数 ◆ 障がい者（精神）が入院から在宅生活（退院）へ移行した割合
基本事業 4 - 2 - ② 地域生活支援の基盤づくり	● 障がいの特性や能力に応じて適正な生活支援を受けられ、生活改善や経済的負担が軽減されます。	◆ 地域生活支援事業の窓口相談等の相談件数 ◆ 医療費助成を受け、経済的負担が軽減されている障がい者数
基本事業 4 - 2 - ③ 社会活動参加の促進	● 行動範囲が広がり、就労や社会参加できます。	◆ 訓練施設から一般就労した障がい者数 ◆ 社会参加促進事業サービス利用割合

用語解説	◆ 福祉施設	: 全ての障がい者（身体、知的、精神）が居住及び通所する施設の総称です。
	◆ 訓練施設	: 障がいを持つ者がリハビリ等の身体機能維持及び日常生活・就労のための訓練を受ける施設です。
	◆ 社会参加促進事業サービス	: 障がい者が地域で生活していくうえで屋内外活動を支援するためのサービスです。（移動支援、行動援護、手話通訳、要約筆記等）
	◆ 地域生活支援事業	: 障害者自立支援法において市町村が創意工夫による独自のサービス提供を可能にした事業です。
	◆ 自立支援給付サービス	: 障害者自立支援法による居宅介護給付及び訓練等の給付サービス（障がい者負担 1 割）

政策 4 だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり（保健・福祉・医療の充実）

施策 4 - ③ 健康づくりの推進

施策のねらい

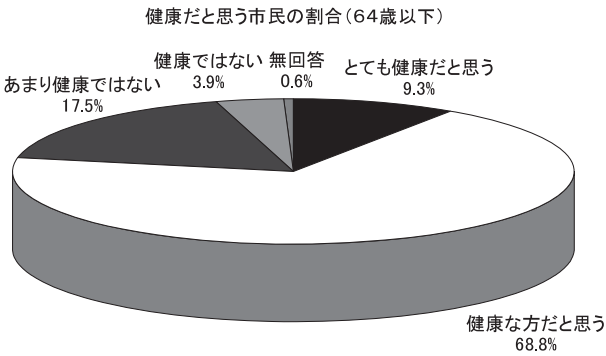
健康への意識が高まることにより、生活習慣病が減少し、健康な心身で生活を送り続けられます。

施策の成果指標（施策の目的達成度を示す指標）

	単位	基準年度 現状値	平成 24 年度 目標値	指標 分類
◇健康だと思う市民の割合	%	78.1		成果
市民の健康意識について見る指標です。市民アンケートで、自分の健康状態について「とても健康」「健康」と回答した市民の割合です。				
◇生活習慣病死亡率	%	58.3	58.3	成果
1 年間の死亡者数のうち、生活習慣病（がん・心疾患・脳血管疾患）により亡くなった方の割合です。				
◇1 人当たり医療費	円	165,624	175,000	成果
市民の医療費の増減を見る指標です。国民健康保険被保険者 1 人当たりの、1 年間の平均医療費額です。				

施策をとりまく環境変化

- ⊕ 生活習慣病による死亡者数増加
（死亡者数 平成 17 年 360 人）
- ⊕ 医療制度改革により、平成 20 年度から特定健診・保健指導が義務化
- ⊕ 世帯構成員の減少により、養育力が低下し、未熟な親が増加
- ⊕ さんぶの森元気館・蓮沼健康増進室の利用者は増加傾向
- ⊕ 医師不足による地域医療への不安の高まり



施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業名	基本事業のねらい	基本事業の成果指標 (基本事業の目的達成度を示す指標)
基本事業 4-3-① 健康づくり活動の推進	●健康増進や疾病予防に関する知識が身につく、個々人にあった健康づくりが実践できます。	◆健康づくりをしている市民の割合
基本事業 4-3-② 健診の受診率向上と生活習慣の改善	●定期的に健診を受け、早期発見・早期治療ができます。 ●生活習慣を見直すことにより、検査データを改善し、より健康な生活ができます。	◆健診受診率 ◆がん検診を年1回受けている市民の割合 ◆要指導者で生活習慣が改善した割合
基本事業 4-3-③ 母子保健の充実	●親子が心身共に健康を保持・増進するための知識が得られることにより、不安が軽減されます。 ●健診を受けることにより、早期発見・治療、発達支援ができます。 ●幼児のむし歯が減少します。	◆乳幼児健診の受診率 ◆乳幼児健診の満足度 ◆幼児（3歳）のむし歯保有率
基本事業 4-3-④ 医療体制の充実	●いつでも安心して、適正な医療が受けられます。	◆地域医療体制の充足度



用語解説

- ◆生活習慣病：偏った食事や運動不足、喫煙、多量飲酒、肥満など生活習慣から起こる病気の総称で、糖尿病・がん・脳血管疾患・心疾患などをいいます。
- ◆要指導者：特定健診の結果、治療の必要はないが、将来、生活習慣病などになる可能性があり、保健指導の必要なかたです。

政策 4 だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり（保健・福祉・医療の充実）

施策 4 - ④ 子育ての支援

施策のねらい

子育ての不安を軽減することにより、適切な子育てができます。

施策の成果指標（施策の目的達成度を示す指標）

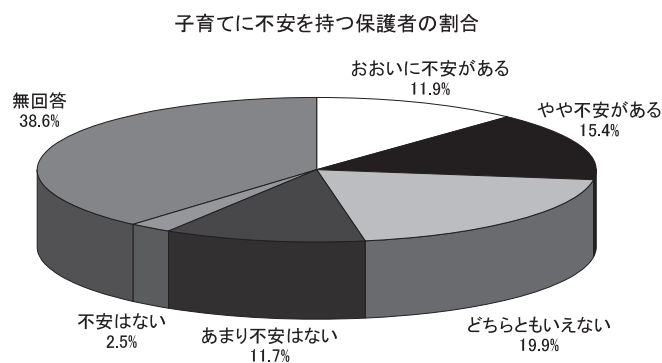
単位	基準年度 現状値	平成 24 年度 目標値	指標 分類
◇子育ての不安を持つ保護者の割合	% 27.3	※	成果

子育てに不安を持つ保護者について見る指標です。市民アンケートで、子育てに「おおいに不安がある」「やや不安がある」と回答した 18 歳未満の子どもを持つ保護者の割合です。

※この目標値表示は、「子育ての不安を持つ保護者の割合」を少なくすることを示しています。

施策をとりまく環境変化

- ⊕ 出生率の低下（少子化）
- ⊕ 共働きやひとり親家庭の増加に伴い、子育て支援へのニーズの多様化
- ⊕ 未満児（3 歳未満）保育の需要増加
- ⊕ こども園を設置
- ⊕ 児童家庭相談の増加



施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業名	基本事業のねらい	基本事業の成果指標 (基本事業の目的達成度を示す指標)
基本事業 4-4-① 幼保機能の充実	● 幼児教育を受ける機会の拡充と保育サービスにより、子どもを預け、働くことができます。	◆ 幼稚園・保育所・こども園の定員充足率 ◆ 就学前保育・教育に関する保護者の満足度
基本事業 4-4-② 安心して子育てできる環境づくり	● 子育ての悩みを相談できるネットワークがあり、相談できます。	◆ 配偶者・その他の親族以外で子育てを相談できる相手がいる保護者の割合 ◆ 子育て相談（場所など）の周知度 ◆ 各種子育て相談延べ件数
基本事業 4-4-③ 子育て家庭への援助	● 所得に応じて経済的負担が軽減され、子育てしやすくなっています。 ● 就労などにより、経済的に自立した生活が送れます。	◆ 乳幼児医療費受給券発行率 ◆ ひとり親家庭の自立率
基本事業 4-4-④ こどもの人権の尊重	● 地域住民も関心を持ち、子どもたちの人権が守られます。	◆ 児童虐待通告件数 ◆ 児童に関する措置件数
基本事業 4-4-⑤ 学童保育の充実	● 放課後の児童の安全を確保し、適切な遊びや、生活の場を与えることにより、保護者が安心して働けます。	◆ 学童クラブの定員充足率



用語解説

- ◆ こども園 : 保育所・幼稚園機能および子育て支援機能を併せ持つ総合施設です。
- ◆ 学童クラブ : 就労などにより昼間保護者のいない小学校低学年児童（小学校 1 年生から 3 年生まで）に対し、授業終了後、適切な遊び場、生活の場を与え健全育成を図るものです。

政策 4 だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり（保健・福祉・医療の充実）

施策 4 - ⑤ 社会福祉の充実

施策のねらい

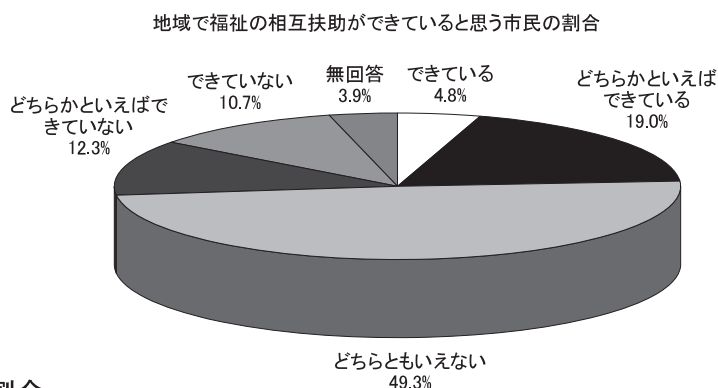
地域で相互扶助できていると思う市民が増加します。
安定した生活を送れ、経済的な自立を目指します。

施策の成果指標（施策の目的達成度を示す指標）

	単位	基準年度 現状値	平成 24 年度 目標値	指標 分類
◇地域で福祉の相互扶助ができている と思う市民の割合	%	23.8		成果
市民の福祉意識について見る指標です。市民アンケートで、地域でお互いに助け合いが「できている」「どちらかといえばできている」と回答した市民の割合です。				
◇自立による生活保護廃止件数	件	1	2	成果
生活保護廃止世帯のうち、廃止原因が自立によるものの世帯数です。				

施策をとりまく環境変化

- ⊕ 地域福祉計画の策定
（平成 20 年度中に策定）
- ⊕ 公営住宅の老朽化
- ⊕ 公営住宅入居者の高齢化
- ⊕ 生活保護受給世帯の増加
（平成 18 年 4 月 1 日 147 世帯 →
平成 19 年 4 月 1 日 177 世帯）
- ⊕ 生活保護受給世帯における高齢者世帯割合
の上昇（平成 19 年度 65%）



施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業名	基本事業のねらい	基本事業の成果指標 (基本事業の目的達成度を示す指標)
基本事業 4 - 5 - ① 地域福祉の担い手育成	●地域での福祉サービスの担い手が増加します。	◆地域福祉サービスや福祉のボランティアをしたことがある市民の割合
基本事業 4 - 5 - ② 社会福祉機関・団体の充実	●ニーズにあった地域福祉サービスを提供し、実施機関としての活動が活発化します。	◆社会福祉協議会で実施した事業への参加者数 ◆民生委員児童委員の1人当たりの年間活動日数
基本事業 4 - 5 - ③ 公営住宅の維持管理	●入居希望者が、適正に維持管理された住宅に入居できます。	◆公営住宅応募倍率
基本事業 4 - 5 - ④ 生活保護制度の適正な実施	●生活保護制度が適正に実施されています。	◆生活保護受給世帯数

用語解説	◆地域福祉計画	：社会福祉法に基づき、福祉全体の進むべき方向を明らかにする計画で、地域・住民の視点に立った、総合的な役割を果たす計画です。
	◆社会福祉協議会	：社会福祉事業法に基づき、地域の福祉向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された民間の福祉団体です。
	◆民生委員児童委員	：地域福祉の向上のため、民生委員法と児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱された人で、地域の中で社会福祉に関する相談や支援を行っています。